

# 更正の請求書

管理番号

第十号の四様式 (控用)

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>受付印</p> <p>年 月 日</p> <p>(あて先) 新宮町長 (福岡県糟屋郡)</p> </div> </div>	届 出 法 人	法人番号		
		(ふりがな) 法人名		
		本店所在地	〒 - 電話( ) -	
		代表者氏名・印	印	
		通知等送付先	名称	
※上記本店所在地と異なる場合に記入	所在地	〒 - 電話( ) -		

地方税法 条 の規定に基づき、次のとおり更正の請求をします。

更正の請求の対象となる事業年度又は連結事業年度	年 月 日から	年 月 日まで
摘 要	更正の請求前	更正の請求後
課 税 標 準 等	円	円
税 額 等	円	円
法第20条の9の3第1項の更正の請求の場合	法定納期限	年 月 日
法第20条の9の3第2項の更正の請求の場合	第1号の判決等の確定日	年 月 日
	第2号の更正・決定等のあった日	年 月 日
	第3号の政令で定める理由の生じた日	年 月 日
法第321条の8の2の更正の請求の場合	国の税務官署の更正の通知日	年 月 日
更正の請求をする理由及び請求をするに至った事情の詳細その他参考となるべき事項		
連結親法人の本店所在地及び電話番号	〒 電話( ) -	
( ふ り が な ) 連 結 親 法 人 の 名 称		
還付を受けようとする金融機関及び支払方法	銀行	本・支店
	口座番号( 普通 ・ 当座 )	
還 付 請 求 額	円	
関 与 税 理 士 署 名 押 印	印 電話( ) -	

## 第10号の4様式記載要領

- 1 この請求書は、法人の市町村民税について、法第20条の9の3第1項若しくは第2項又は第321条の8の2の規定に基づき更正の請求をする場合に使用すること。
- 2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、各事業年度の法人税額を課税標準とする市町村民税の法人税割の更正の請求をする場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。
- 3 この請求書は、更正の請求をする事務所又は事業所所在地の市町村に1通提出すること。
- 4 「課税標準等」の欄には、課税標準及びこれから控除する金額並びに欠損金額等を記載し、「税額等」の欄には、納付すべき税額及びその計算上控除する金額並びに申告書に記載すべき還付金の額に相当する税額及びその計算の基礎となる税額について、均等割額と法人税割額の合計額を記載すること。
- 5 「国の税務官署の更正の通知日」の欄は、更正の請求の対象となる連結事業年度において当該請求を行う法人が連結子法人(法人税法第2条第12号の7の3に規定する連結子法人をいう。以下この記載要領において同じ。)である場合にあっては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係(同条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。以下この記載要領において同じ。)がある連結親法人(同条第12号の7の2に規定する連結親法人をいう。以下この記載要領において同じ。)又は当該連結子法人との間に連結完全支配があった連結親法人が国の税務官署のから受けた更正の通知日を記載すること。
- 6 「更正の請求をする理由及び請求するに至った事情の詳細その他参考となるべき事項」の欄には、その理由等を具体的に記載するとともに、課税標準等又は税額等が過大であること等の事実を証する資料(法第321条の8の2の規定に基づき更正の請求をする場合には、法人税の更正通知書写)を添付すること。なお、この更正の請求が、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第7条第1項に規定する合意に基づく国税通則法第24条又は26条の規定による更正に係るものである場合には、当該欄に「租税条約の実施に係るもの」と記載すること。
- 7 「連結親法人の本店所在地及び電話番号」の欄及び「連結親法人の名称」の欄は、「国の税務官署の更正の通知日」の欄に通知日を記載した法人のうち更正の請求の対象となる連結事業年度において連結子法人である法人が記載すること。

## 8 提出及び問合せ先

〒811-0192

福岡県糟屋郡新宮町緑ヶ浜一丁目1番1号  
新宮町役場 税務課 法人町民税担当

電話番号：092-963-1731(直)  
ファックス番号：092-962-0885